

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	札幌市立学校会計年度任用職員健康診断業務
発注課	労務担当課
選定事業者	札幌市職員共済組合
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本市における健康診断業務については、平成5年1月11日の市長助役会議において、札幌市職員共済組合が健康管理センターを建設のうえ任命権者と一体的に職員等の健康管理を実施する方針を決定し、平成8年度から健康管理センターで札幌市職員共済組合が健康診断を実施する現在の体制となっている。</p> <p>本件業務について、競争入札に付することは、以下1から3の理由から適しておらず、特定随意契約とすることとし、札幌市職員共済組合のみを参加者として選定する。</p> <p>1 健診受診率の維持向上 健康管理センターでは、本市が必要と認める健診項目や本市職員の健診日程調整等に柔軟に対応することが可能であり、職員の健診受診率の維持向上が期待できる。</p> <p>2 健診結果データの経年管理による効果的な事後指導、健康教育等の実施 健康管理センターでは、健診結果データを経年で管理しており、個々の健診結果に応じた保健師等の事後指導や統計分析を基にした健康教育を効果的に実施することが可能である。</p> <p>3 保健事業との共同実施による効果的・効率的な予防・健康づくり 札幌市職員共済組合は、保険者として人間ドック等の保健事業を実施しているところ、本市職員の健康診断と共同で実施することにより、効率的に受診することが可能である。また、札幌市職員共済組合が健診結果等のデータを分析し、効果的・効率的な保健事業を実施することにより、本市職員の効果的・効率的な予防・健康づくりが期待できる。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決定日	令和3年3月22日